

### 3 福祉・介護職員処遇改善加算の要件について

#### (1) 賃金改善を行う賃金項目及び方法

① 処遇改善加算による賃金改善の見込額(再掲)		円	#
② 賃金改善実施期間		令和 5 年 4 月 ~ 令和 6 年 3 月 ( 12 か月 )	
賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> 基本給 <input type="checkbox"/> 手当(新設) <input checked="" type="checkbox"/> 手当(既存の増額) <input checked="" type="checkbox"/> 賞与 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input checked="" type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 ( ) (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を抜き出すこと。		
	(処遇改善加算による賃金改善) 第61条 施設は、処遇改善加算の対象となる介護職員に対し、処遇改善加算を原資とする賃金改善を行う。 2 前項の賃金改善は、処遇改善手当と処遇改善一時金の支給により行うものとする。 3 前項の処遇改善手当と処遇改善一時金の支給額に対する法定福利費(健康保険料、介護保険料、厚生年金保険料、児童手当拠出金、雇用保険料、労災保険料等)として施設が負担する金額(事業主負担分)についても処遇改善加算による賃金改善に含める。		
	(処遇改善一時金) 第62条 施設が福祉・介護職員処遇改善加算対象期間末(毎年3月)までのサービス提供に対して得る一年度の処遇改善加算額から処遇改善手当を差し引いた残額がある場合、介護職員に対し、これを処遇改善一時金として支給することができる。 2 処遇改善一時金を支給するときの支給日と支給額は、その都度施設が決定し、支給対象となる介護職員に通知する。 3 処遇改善一時金は、処遇改善加算の対象となる介護職員に対してのみ支給するものとし、介護職員に該当しない他の職員には支給しない。 4 処遇改善一時金は、第2項の支給日に在籍する介護職員に対してのみ支給する。 (処遇改善加算を原資とする給与の見直し) 第63条 本規定で処遇改善加算を原資として支給することを定めた給与(処遇改善一時金を含む)については、処遇改善加算制度の動向を踏まえて支給内容の見直し(支給額の変更、支給の廃止等)を行うことがある。		
※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を <u>下線</u> とするなど明確にすること。			
(上記取組の開始時期)	令和 3 年 4 月 ( <input checked="" type="checkbox"/> 実施済 <input type="checkbox"/> 予定 )		